

平成29年2月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第717号 慰謝料請求事件

口頭弁論終結日 平成28年11月7日

判 決

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告らに対し、各6万6000円及びこれに対する平成27年5月10日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告の元組織下にあった団体である熊本市空手道連盟（以下「市空連」という。）に加盟する道場で空手の修練をする原告らが、被告に対し、原告らは、被告による市空連の除名後も、被告の主催する大会への出場資格を付与されていたことなどから、平成27年5月10日に開催された全日本選手権の予選を兼ねる大会にも出場できるものと期待していたところ、被告は、原告らの期待に応えようとせず、そのため、上記大会に出場する機会を失い、精神的苦痛を被ったと主張して、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権（民法709条）に基づき、原告一人につき慰謝料6万円及び弁護士費用6000円の合計6万6000円並びにこれらに対する不法行為の日（上記大会開催の日）である平成27年5月10日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 1 前提事実（当事者間に争いがなければ後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 当事者

ア 被告は、内閣府が認定した公益財団法人である全日本空手道連盟（以下「全空連」という。）九州地区協議会の組織下に置かれた団体であり、その組織下には、郡市ごとに設置された郡市連盟があり、市空連は、その一つであった（乙1）。

イ 原告らは、本件当時小学生であり、市空連に加盟する空手道場である舞原道場、聖誠館道場又は道友会熊本支部（以下、これらの道場を併せて「本件各道場」という。）の門下生であった。

(2) 全空連の組織構造及び大会出場資格について

ア 全空連は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）及び公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「五輪委員会」という。）の加盟競技団体であり、わが国における空手道の団体・流派を広く統轄している（甲2。ただし、空手界の全ての流派・団体が全空連に加盟しているわけではなく、独自の競技ルールを採用する流派・団体も存在する。）。

全空連は、各地区に協議会を設置しており、各都道府県の空手道連盟（以下「各県空連」という。）は当該地区の協議会の組織下に置かれている。各県空連の組織下には郡市ごとの空手道連盟（以下「郡市連盟」という。）が置かれ、各郡市に所在する空手道場等は、当該地区の郡市連盟に登録することによって各県空連及び全空連にも登録することができる。このような全空連、各県空連及び郡市連盟に対する登録を道場登録といい、道場登録をするためには所定の登録費を納入する必要がある（乙1）。さらに、空手道場等に所属する各個人は、単年又は複数年にわたって、各県空連や全空連への個人会員登録を行うことができるものの、個人会員登録は、全空連及び各県空連に加盟する郡市連盟に所属する道場を通じて行う必要がある。

イ 被告は、熊本県内における空手道大会を主催するほか、全空連が開催す

る大会の熊本県予選大会を主催している。被告主催の大会に出場するには、被告への個人会員登録を済ませ、かつ、被告に道場登録をした道場等に所属することが必要とされ、中学、高校、大学の空手道部に所属する学生については、各校空手道部を通じて被告に個人会員登録をすることで上記大会への出場資格が与えられるのに対し、小学生及び空手道部に所属しない中、高、大学生は、被告に加盟する郡市連盟を通じて被告に道場登録をした道場に所属しなければ、被告に個人会員登録をすることができず、上記大会への出場も認められない（乙1、弁論の全趣旨）。

(3) 市空連の除名

ア 市空連は、被告組織下の郡市連盟として被告に加盟していたが、被告は、平成26年8月24日に開催された理事評議員総会において、市空連を除名することを決議し（以下、この処分を「本件除名処分」という。）、同年9月22日、これを市空連に通告した（甲12）。

イ 市空連の除名を受け、同年10月1日頃、市空連に所属していた道場の有志によって熊本市空手道協議会（以下「市協議会」という。）が発足し、被告への加盟申請を行い、受理された（甲14、15）。

(4) 市空連除名後の経緯

ア 被告は、平成26年10月7日付けで、市空連に加盟していた道場に対し、市空連を除名し、新たに市協議会が被告に加盟したことから、今後、市協議会に道場登録しない団体による被告主催大会への出場申込みは受理しない旨通知した（甲15）。

これに対し、本件各道場は、いずれも、市協議会に道場登録をしなかったことから、原告らは、被告主催大会への出場が許されない事態となった。

イ もっとも、その後、被告は、平成26年11月に開催された被告及び熊本日新聞社共催の第40回熊日学童オリンピック空手道大会（以下「第40回学童五輪」という。）、同年12月に開催された全空連と日本中学校

体育連盟が共催する第9回熊本県中学生空手道新人大会の予選大会として被告と同連盟が共催する大会（以下「第9回はまなす杯」といい、第40回学童五輪と併せて「前二大会」という。）について、いずれも特例として、被告に道場登録をしていない市空連加盟道場の門下生にも出場資格を付与していた。

(5) 本件大会について

被告は、平成27年3月14日頃、同年5月10日に開催が予定されていた第15回全日本少年少女空手道選手権の予選会と第34回熊本県少年・少女空手道錬成大会を兼ねる大会（以下「本件大会」という。）の申込受付を開始したが、本件大会については、市協議会に加盟しない道場の門下生の出場に関する特例を設けず、原告らに出場資格は与えられなかった。

なお、全日本少年少女空手道選手権は、開催年の空手日本一を決定する大会の小学生の部であり、全空連傘下の空手団体に所属する全国の小学生の多くが目標としている大会であるところ、熊本県内での予選を兼ねる本件大会は被告が主催することとされている（甲3の2、弁論の全趣旨）。

(6) 本件大会後の経緯について

市協議会に加盟しない道場の門下生やその保護者の一部は、同年5月11日、熊本県体育協会、熊本市体育協会、熊本県教育委員会、熊本市教育委員会及び熊本日新聞社に宛てて、「熊本市空手道連盟所属道場の子供たちを、全日本少年少女空手道選手権の熊本予選大会に出場させてください。」等と記載した緊急署名を提出した（甲20）。また、同月12日には、市空連に加盟する十数道場の小学生らが本件大会に出場できなかったとの新聞報道があった（甲16）。

そこで、被告は、同月24日、緊急常任理事会を開催し、市協議会への道場登録を拒む道場につき、市協議会を介さず、被告に直接道場登録することを認めることを決議し、同月30日、各道場にその旨を通知した。なお、直

接登録の費用は1万円であり、これを被告と市協議会に5000円ずつ配分することとされた（甲17の1，2）。

2 争点

- (1) 訴えの適法性
- (2) 本件大会出場に対する原告らの期待が、法律上保護される利益に当たるか（権利の要保護性）
- (3) 被告が、本件大会出場に対する原告らの期待を保護するための作為義務を尽くしていたか否か（作為義務違反の有無）

3 争点(1)（訴えの適法性）について

(1) 被告の主張

原告ら及びその法定代理人に本件訴えを提起する意思はなく、本件訴訟の委任状は、原告ら及びその法定代理人の意思に基づかずに作成されたものである。原告ら訴訟代理人は代理権を欠き、本件訴えは不適法である。

(2) 原告らの主張

原告ら及びその法定代理人は、その意思に基づき本件訴えの提起を原告ら訴訟代理人に委任している。原告ら代理人の訴訟代理権に欠けるところはなく、本件訴えは適法である。

4 争点(2)（権利の要保護性）について

(1) 原告らの主張

原告らは、市空連が除名されるまでは本件大会に出場する資格を有していたものであり、本件除名処分により被告主催大会への出場資格を充たさない状態となったものの、被告は、本件除名処分に伴う混乱を防止する等の理由から、前二大会において特例として市空連に加盟する道場の門下生らに出場資格を付与していた。本件大会の申込受付が開始されたのは、本件除名処分から約6か月、第9回はまなす杯からは約3か月しか経過していない時期であり、その間、被告から道場ないし原告らの保護者に対し、上記混乱を解消

するための十分な説明もなく、本件除名処分後の混乱は続いていた。

このように、本件大会の時点においても、上記特例の根拠となった混乱状態は解消されておらず、一方で、被告と市空連との間で本件大会出場資格についての協議が継続されていたことなどの事情に照らすと、原告らは、本件大会についても特例措置等によって出場することができるものと合理的に期待し得る地位にあり、この期待は法律上保護される利益に当たる。

(2) 被告の主張

各郡市連盟を通じて被告に道場登録済みの団体に所属し、被告に会員登録をしていることが本件大会の出場資格となっており、このような取決めは、全空連を含む日体協傘下のあらゆる団体に共通する。しかるに、原告らは、本件大会の受付時において、被告加盟団体である市協議会に加盟せず、被告への道場登録も行っていない道場に所属し、かつ、被告への個人会員登録もしていなかったのであるから、本件大会への出場資格を欠き、出場を期待することに合理的根拠もない。

被告が、前二大会について、市空連に所属し、被告への道場登録を行っていない道場の門下生に出場資格を付与したのは、年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度）途中で市空連が除名されたことによる例外的な措置であり、この措置が年度をまたいでまで継続されると期待し得る事情もない。

よって、本件大会に出場することに対する原告らの期待は、法律上保護される利益に当たらない。

5 争点(3)（作為義務違反の有無）について

(1) 原告らの主張

ア 市空連の除名後も、原告らの所属する道場を含む多数の道場が市協議会への加盟を留保する状況にあったことから、被告は、何らかの措置を講じない限り、原告らが本件大会に出場できなくなるという著しい不利益を受

けることを認識していた。原告らの保護者としては、そのような不利益を回避するため、道場長と協議して市協議会への登録を求め、あるいは、所属道場を変更するといった方策に依らざるを得ないところ、被告は、本件各道場や原告らの保護者に対して本件除名処分の経緯等について何ら情報提供をせず、そのため、保護者らは、道場長と協議する前提を欠き、上記方策を検討し得ない状況に置かれていた。

イ このような状況において、被告は、原告らの保護者に対して一定の熟慮期間を与えるべきであり、本件各道場が直接被告に登録することを認めるなどの特例措置を講ずることにより、本件大会出場に対する原告らの期待を保護すべき作為義務があったというべきである。しかるに、被告は上記作為義務を怠った。

ウ そして、原告らは、被告の上記作為義務違反によって本件大会出場への期待権を侵害され、かかる権利侵害につき、被告には故意又は過失があるというべきであるから、被告には、上記権利侵害による原告らの精神的苦痛に対する慰謝料各6万円及び弁護士費用各6000円を賠償する責任がある。

(2) 被告の主張

ア 被告は、本件除名処分後、市空連に加盟していた各道場に対し、市空連を除名したこと、今後、新たに発足した市協議会に加盟しない団体からの大会申込みは受理できないこと、その他、本件除名に至るまで及びその後の経緯について詳細な情報を提供していた。なお、原告らの保護者への情報提供は本件各道場が行うべきものであり、被告が保護者らに対して直接に情報提供を行うことは予定されていない。

そして、本件大会は、本件除名処分から既に約6か月以上が経過して開催されたのであるから、この間、原告らの保護者は、上記情報に基づき、本件各道場において市協議会に加盟すべきか否かを判断し、何らかの対応

をすることが十分に可能であった。

イ したがって、本件大会が開催された時点において、被告に加盟しない道場に所属する原告らに対して、例外的に出場資格を付与する必要性はもはや存在せず、出場を認めることはかえって被告の組織の空洞化を招き、その秩序を崩壊させかねない状況にあったのであるから、被告が、本件大会について、前二大会と同様の特例措置を設けて、原告らに出場資格を付与する義務はなかったというべきである。

ウ 被告の故意及び過失並びに原告らの損害については争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件訴えの適法性) について

記録上、原告らの法定代理人は、いずれも自ら署名ないし記名・押印して委任状を作成したものと認められ、弁論の全趣旨に照らし、訴訟委任がその意思に基づかないことをうかがわせる事情もない。これによれば、原告ら及びその法定代理人には、訴え提起の意思があり、訴訟代理人の代理権もあると認めるのが相当であり、所論は理由がない。

2 認定事実

(1) 大会出場資格について

前提事実(2)ア記載のとおり、被告を含む全空連傘下の組織における階層構造があることから、各道場等の団体は、被告組織下の郡市連盟に道場登録することで、当該郡市連盟を通じて被告にも道場登録されることとなり、その時点で初めて、当該団体に所属する門下生らが被告に個人会員登録をすることができるようになる。道場登録は年度ごとに行われるものであるところ、全空連傘下の団体においては、毎年4月1日に新年度が始まり、翌年3月31日に終わるものとされている(証人西田, 甲2)。そして、全空連又は各県空連が主催する大会については、それぞれ、個人会員登録を経ていること等が大会出場要件の一つとされており、本件大会の出場資格として、被告への

個人会員登録を済ませ、かつ、被告に道場登録をした道場等に所属することが必要とされているのも、全空連傘下組織の上記階層構造に基づくものである（証人西田，乙1，弁論の全趣旨）。

(2) 市空連除名に至る経緯

ア 全空連は、平成26年1月28日、当時全空連の会員であり、被告理事長であった里見昭（以下「里見」という。）に対し、①私文書に対して不適切な職印使用の取扱いがあったこと、②JKFロゴマークの不正使用に関わったとみなされること、③全空連から提出を求められた回答書の回答期限を遵守しないこと、④公正・円滑な組織運営を果たすべき立場にあるにもかかわらず、その機能を十分に果たさず、混乱を招いていること、⑤不明瞭な会計処理に関する責任があることを理由として、会員資格を無期限停止とする処分をし（甲5の2）、さらに、当時全空連の会員であり、被告の副理事長であった村瀬一三生（以下「村瀬」という。）に対しても、①全空連の役員に対して暴言、中傷、誹謗発言を繰り返したこと、②被告の中核的な立場にある役員として円滑な組織運営を妨げる不祥事に関わっていることを理由として、会員資格を無期限停止とする処分をした（甲5の3）。

また、同日、全空連は、その会員であり、当時被告会長であった江藤正行（以下「江藤」という。）に対し、公正、円滑な組織運営を図るべき代表者であるにもかかわらず、統率力が不十分のため混乱を招いたとして、嚴重注意処分をした（甲5の1）。

イ これらの処分を受け、被告は、同年3月16日に開催された総会において、理事長及び副理事長を含む常任理事全員を解任する旨決議するとともに、新たに平成26年度の役員を選出し、里見及び村瀬は理事に再任されなかった（甲6の2）。

ウ その後、被告は、平成26年4月13日付けで、市空連に加盟する道場に対し、上記総会の議事録周知として、その議事録を送付した（甲6の1、

2)。さらに、被告は、同月20日付けで、市空連に対し、里見及び村瀬の会長又は理事長職辞任勧告を行うことを求める通告をした(甲7)。里見は、平成26年5月29日、被告理事長の地位にあることの確認並びに上記決議の取消し及び不存在確認を求める訴えを提起し、上記の地位にあることを仮に定める仮処分を申し立てたが、同年8月27日、いずれもこれを取り下げた(乙8の各枝番及び乙9)。

エ その後も、市空連は、被告による上記通告に従わなかったため、被告は、同年6月3日、市空連に対し、同月15日までに役員刷新を行うことを求める通告をし、さらに、同月20日、同年7月10日までに役員刷新がない場合は、市空連を除名することを予告した(甲10, 11)。市空連はこれに反発し、里見及び村瀬を辞任させるなどの役員刷新を行わず、被告は、同年8月24日に開催された理事評議員総会において市空連を除名することを決議し(本件除名処分)、同年9月22日、市空連にこれを通告するとともに、市空連に加盟する道場に対し、市空連がその役員(全空連による処分を受けた者等)を刷新すべきとの被告の要請に従わないため本件除名処分を行い、今後市空連と一切関わりを持たない旨を周知する文書を送付した(甲12, 13)。

(3) 市協議会の発足

平成~~27~~²⁶年9月頃、当時市空連に所属していた数名の理事が、市空連に加盟する道場に対し、「新市連発足会議のご案内」と題する書面を送付し、市空連が被告から除名されたこと及び除名の理由等を通知するとともに、市空連に代わる被告加盟団体である市協議会の発足に向けた会議を開催する旨通知した(甲14)。

同年10月1日頃、市協議会が発足し、被告に加盟申請して受理された。被告は、本件各道場を含む熊本市内の空手指導者に対し、市協議会から被告への登録申請があったため、今後、市協議会に道場登録しない道場からの大

会申込み等は受理しない旨通知した（甲15）。なお、市協議会には特段の登録要件はなく、市空連との二重加盟を許容され、被告において、市空連加盟道場の市協議会を通じた道場登録を拒むこともなかった（証人西田，甲15，乙13，弁論の全趣旨）。

(4) 前二大会について

ア その後、平成26年11月に第40回学童五輪の開催が予定されていたが、被告に道場登録をしていない市空連加盟道場の門下生らは同大会への出場資格を欠くこととなるため、同門下生ら及び保護者のうちの一部の者は、教育委員会に対し、市協議会に加盟しない道場の門下生らの出場を認めるよう働きかける要望書を提出した（証人豊崎）。

そのような中、被告は、熊本日日新聞社から、学童五輪に出場できないことについて抗議があったとの連絡を受け、特例として、被告に道場登録をしていない市空連加盟道場の門下生らの出場を認めた（証人西田）。

イ 同年12月に開催された第9回はまなす杯についても、同様の要望書が教育委員会に提出された（証人豊崎）。

その後、被告は、同大会についても、特例として、被告に道場登録していない市空連加盟道場の門下生に出場資格を与えた（証人西田，証人豊崎）。

なお、被告理事長は、第9回はまなす杯の会場において、市協議会に道場登録していない舞原道場，拳志館道場，拳心塾の3つの道場の責任者に対し、早急に道場登録するよう促すととともに、今後は被告の主催する大会について、例外的に出場資格を付与することはない旨申し渡した（乙13，証人西田，証人豊崎）。

もともと、平成27年1月頃、里見は、市空連加盟道場に対し、当時被告の会長であった江藤との間で、門下生の出場資格について協議しており、江藤から門下生を出場できるようにするとの発言がされた旨伝えたことから、舞原道場の責任者らは、江藤の発言を重視し、上記の被告理事長の発

言を原告らの保護者に伝えず、今後の大会にもなお出場できる可能性があるとの発言をした（甲 2 2，証人豊崎）。

(5) 本件大会までの経緯

被告は、同年 3 月 1 4 日、被告に加盟する郡市連盟の会長に宛てて、本件大会の実施要領を送付し、各郡市連盟を通じて被告に道場登録をした団体に対して実施要領及び申込書を送付するように通知した。同実施要領によれば、本件大会の出場資格は、郡市連盟を通じて被告に道場登録をした団体に所属し、かつ、平成 2 6 年度に被告及び全空連に会員登録を行い、傷害保険に加入している小学生であることが必要とされている（乙 6）。

本件各道場は市協議会に加盟せず、上記実施要領及び申込書の送付を受けることはなかったが、舞原道場及び錬成会道場は、申込書の写しを入手し、門下生らに配布したため、その中には、被告に対して申込書を提出する者もいた（弁論の全趣旨）。

これらの申込書は、被告において受理を保留されていたが、平成 2 7 年 4 月 1 8 日頃、被告は、舞原道場及び錬成会道場に対し、市協議会に加盟して被告への道場登録をしない限り、門下生は本件大会に出場できないと伝えるとともに、申込期限を延長するとして再度道場登録を促したが、いずれの道場もこれに応じなかった。そこで、被告は、同月 2 9 日付けで、両道場に対し、受付を保留していた本件大会の申込書を返送し、市協議会に所属した上で道場登録を行うように再度通知した（乙 7 の 1，2，証人豊崎，弁論の全趣旨）。

なお、当時、除名前に市空連に加盟していた 3 6 道場のうち 2 0 近くの道場は、市協議会に加盟して被告に道場登録を行っていた（乙 1 3，証人西田，弁論の全趣旨）。

(6) 本件大会後の経緯

市空連は、加盟道場に所属する門下生が本件大会に出場できなかったこと

について抗議し、全空連に対して抗議文を送付するなどした（甲17の1）。全空連は、当時、空手道をオリンピックの追加種目として採用するか否かについて議論されていたことから、悪影響を懸念して、被告に対し、被告と市空連との紛争を避けるため大会出場につき何らかの措置を講ずるよう促し、これを受けた被告は、平成27年5月24日、緊急常任理事会を開催し、全空連九州地区協議会議長とも相談して、平成27年度に限り、市協議会への道場登録を拒む道場が被告に直接道場登録することを認める旨決議し、同月30日、その旨各道場に通知した。

しかし、本件大会後に行われた被告主催の複数の大会前後を通じ、本件各道場は、被告に直接道場登録をしなかった（甲17の1、2、甲18、証人豊崎、証人西田）。

3 争点(2) (権利の要保護性) について

(1) 本件大会の実施要領によれば、被告に道場登録を行った道場に所属する門下生であり、かつ被告及び全空連への個人会員登録があることが出場資格とされており、出場資格に関するこのような定め方は、全空連傘下の団体に共通するものである（前提事実(2)、認定事実(1)）。すなわち、本件大会に出場する権利（出場資格）は、被告に対する道場登録を経た道場に所属するという地位に随伴するものであり、本件各道場が、市協議会を通じた被告への道場登録を行おうとせず、上記の地位を欠く原告らに本件大会への出場資格はないことになる。

(2) しかしながら、本件大会は、開催年の空手日本一を決する大会の小学生の部として全空連が主催する全国大会の予選会であり（前提事実(5)）、全空連が日体協及び五輪委員会の加盟競技団体としてわが国における空手道の団体・流派を広く統括する組織であることから、熊本県内において空手を学ぶ者の多くが本件大会への出場を目標とし、本件除名処分以前は、原告らも、本件大会出場を目標の一つとして本件各道場において稽古をしていたものと推

認められ、本件大会への出場に対する期待を抱いていたと認めることができる。

そして、原告らは、本件除名処分がなければ、被告主催の大会への出場資格を有すべき立場にあったことに加えて、同処分後も、前二大会については特例措置により出場資格が与えられていたこと、第9回はまなす杯において、被告が舞原道場の責任者らに対して今後は特例を認めない旨伝えたものの、舞原道場の責任者らは、これを原告らの保護者に伝えず、むしろ、本件大会に出場できる可能性があるとは逆の趣旨の発言をしていたこと（認定事実(4)イ）からすれば、原告らにおいて、市空連の除名によって直ちに出場資格が失われるわけではないと考えたとしても無理からぬところであり、本件大会に出場することができることを期待することには合理的根拠があったと認められる。

- (3) これによれば、原告らが本件大会に出場する権利自体は認められないとしても、同大会出場への期待は法律上保護に値する利益に当たるといふべきであり、これが故意又は過失により違法に侵害されたときは、不法行為が成立すると解するのが相当である。

4 争点(3)（作為義務違反の有無）について

(1) 前二大会における特例措置について

ア 前記のとおり、被告が、前二大会における特例措置として被告に道場登録をしていない道場の門下生にも出場資格を付与していたことは、原告らの本件大会出場に対する期待を根拠付ける一事情である。

イ しかしながら、市協議会は、加盟を申請する道場について特段の登録要件を課しておらず、被告が市協議会を通じて道場登録を拒むこともなく、市空連と市協議会の両方に加盟することも容認されていたこと（認定事実(3)）からすると、各道場において、門下生及びその保護者と協議して本件大会への出場を見送るか、大会出場のため何らかの方策を検討することについて具体的な障害はなく、さらに、本件大会の申込受付は、本件除名処分が通知されてから既に5か月以上が経過してか

ら開始されたものである上、被告は申込期限を延長するなどしてまで、道場の市協議会への加盟を促していたこと（認定事実(5)）にも照らせば、本件各道場が市協議会に加盟し、被告に道場登録を行うための期間及び機会は十分に与えられていたというべきである。

ウ さらに、被告は、本件除名処分の後、本件各道場を含む市空連加盟道場に対し、市空連の除名により今後被告と市空連の関係が途絶えることを周知するとともに、平成26年10月7日には、市協議会の発足後はこれに加盟しない団体からの大会申込みを受理しない旨通知しており（認定事実(3)）、かつ、同月28日頃、少なくとも聖誠館道場又は道友会熊本支部に対し、本件除名処分の理由やその後の経緯について詳述した「報告書」（乙9）を送付したことが認められ（証人豊崎は舞原道場に同報告書が送付された記憶はないと供述するが、市空連からその加盟道場に情報が伝わらないことがあったため同報告書等の書面を直接送付したという証人西田の供述には合理性があり、より信用でき、少なくとも聖誠館道場、道友会熊本支部についてこれを覆すに足りる証拠はない。）、さらに、舞原道場の責任者に対しては、平成26年12月の第9回はまなす杯において、今後は特例を認めないとして市協議会に加盟するよう促している（認定事実(4)イ）。

これによれば、被告としては、本件各道場に対し、複数回にわたり、本件除名処分があったことや、今後被告主催の大会に出場するためには市協議会への道場登録が必要であることなどの情報を提供し、前二大会のように特例措置が講じられるとの誤解を招かないための注意喚起も行っていたといえ、かかる情報は、原告ら及びその保護者において、本件大会につき、前二大会と同様の特例措置が講じられることはないと認識するに足りるものである。

なお、上記の情報は、本件各道場から原告らの保護者には伝達されな

かったことが認められるが、保護者に情報を提供するの本来道場の役割であり、被告が傘下の道場に所属する門下生全員を正確に把握していたとは解しがたいこと、本件除名処分前に36もの道場が市空連に加盟していたこと（認定事実(5)）からすれば、被告が門下生又は保護者らに対して個別に連絡するように求めることは非現実的であり、被告において、本件各道場に伝達された情報が道場から原告ら及びその保護者に伝わらないことを予見していたとも認められないことからすれば、被告としては、上記の情報を本件各道場に提供すれば足りたものというべきであり、原告らにその情報が正確に伝達されなかったのは本件各道場の責任であるというべく、これをもって被告の作為義務を基礎づける事情とすることはできない。

エ 以上によれば、前二大会において特例措置が講じられた結果、原告らに本件大会出場への期待が生じたとしても、本件大会と前二大会は、その前提とする状況を異にする上、被告において、再度、特例措置を講じることはない旨の情報提供も行っていたのであるから、原告らの上記期待をもって、直ちに被告が本件大会に原告らを出場させる特例措置を講ずる義務があったとすることはできない。

(2) 経緯に関する情報提供について

原告らは、被告が、本件各道場や原告らの保護者に対して本件除名処分の経緯等に関する情報を提供しなかったため、保護者らは原告らの不利益を回避するための判断をなし得ない状況に置かれていたのであるから、少なくとも、そのような状況が解消するまで、被告には、特例措置を講じて原告らを大会に出場させる義務があったと主張する。

しかしながら、被告が原告らの保護者に対して直接情報を提供する義務があったといえないことは先に説示したとおりであるし、そもそも、除名処分の適否やそれへの対応は、除名処分を受けた市空連において判断すべきもの

であって、その傘下にある道場や保護者が判断するものではなく、本件除名処分の経緯等、処分の理由に関する情報が、保護者において不利益を回避するための判断に必要な情報であったともいえない。また、仮に保護者がそのような情報を必要としていたのであれば、本件各道場から被告に対して情報提供を求めるはずであるのに、本件各道場が、被告に対してそのような情報提供を要求したこともない（証人西田）。

これによれば、原告らとの関係において、被告が上記の情報を提供すべき義務があったとはいえず、原告らの主張はその前提を欠くといわざるを得ない。

(3) 江藤と里見の協議について

さらに、原告らは、本件当時被告の会長であった江藤が市空連の会長である里見との間で、原告らを本件大会に出場させるべく協議していたことから、被告は、その趣旨を尊重して、原告らを本件大会に出場させるべきであったと主張する。なるほど、江藤と里見が平成27年1月頃から上記の協議を行い、同年4月19日には、江藤が、里見らに対し、自らの権限で市空連に所属する道場の児童らを本件大会に出場資格を与える旨の話をしたことが認められる（証人西田、証人豊崎、甲23の1及び2）。しかしながら、そもそも、江藤には、道場登録及び個人登録を欠く原告らに本件大会の出場資格を独断で付与する権限はなく、現に、上記発言の二日後（同月21日）に開催された被告常任理事会において、道場登録をしない限り出場資格を付与しないとの決議がされ、直ちに、江藤から里見にその旨伝達されたというのであるから（証人西田）、上記協議がされていたことから、被告が原告らを本件大会に出場させるための特例措置を講じる義務が生じたとはいえない。

(4) 以上によれば、被告の作為義務に関する原告らの主張はいずれも採用することができず、本件において、市協議会への道場登録を促し続けた被告の対応をもって違法ということはできない。結局のところ、原告らが本件

大会に出場できなかったのは、本件各道場において、前二大会とは異なり、本件大会については被告傘下の道場に所属しない小学生の出場を認めることはないとの被告の確固たる意向を原告ら及びその保護者に伝達しようとし、逆に、出場への安易な期待を抱かせるような発言をし、かつ、市協議会への道場登録の要請を拒絶し続けたことに起因するといわざるを得ない。

なお、本件大会後に認められた被告への直接登録は、本件大会後に緊急署名の提出や本件に関する報道がなされるという経緯の下で、全空連の要請に基づき、原告らを含め、被告傘下の道場に所属しない児童に対する最大限の配慮として、暫定的かつ例外的に採られた措置であって、本件大会に先立ちこのような措置を講じなかったからといって、直ちに違法と評価されるものではない。

第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

熊本地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 一 木 文 智

裁判官 永 田 雄 一

裁判官 寺 田 悠 亮

別 紙

当 事 者 目 録

1

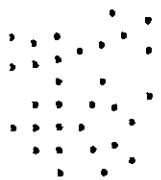
2

3

4

5

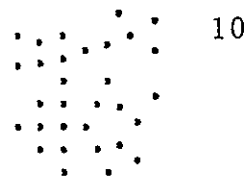
6



7

8

9



10

11

12

13

14

15

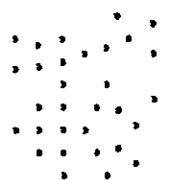
16

17

18

19

20



21

22

23

24

25

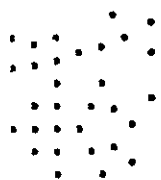
原告ら訴訟代理人弁護士 久保田 紗 和
熊本市中央区水前寺5丁目23-2

被 告 熊本県空手道連盟
同代表者会長代行 長 尾 誠 太
同訴訟代理人弁護士 原 田 信 輔

同

田 中 智 之

以 上



COPY COPY

これは正本である。

平成29年2月6日

熊本地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 美 並 朗



COPY COPY